2016年3月29日策定
2026年2月24日最終改訂

別紙1） 原材料への使用を禁止する食品添加物

当社における加工原材料への使用を禁止する食品添加物は以下の通りとする。
※キャリーオーバー、加工助剤は対象外とする。ただし、「臭素酸カリウム」については、加工助剤としての使用も禁止とする。

指定/既存	食品添加物名	別名・簡略名	個別基準	禁止の理由	主用途（用途の別に関わらず該当添加物の使用は禁止）
指定	亜硫酸ナトリウム	亜硫酸ソーダ、亜硫酸塩、亜硫酸Na、亜硫酸ソーダ	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	保存料
	亜硫酸水素アンモニウム水	亜硫酸塩、亜硫酸アンモニウム	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	安息香酸	–	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	安息香酸ナトリウム	安息香酸Na	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	次亜硫酸ナトリウム	ハイドロサルファイト、次亜硫酸Na、亜硫酸塩	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ソルビン酸	–	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K	カッテージチーズ、シェーブルチーズ、ピクルスに限り使用を認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ソルビン酸カルシウム	ソルビン酸Ca	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	デヒドロ酢酸ナトリウム	デヒドロ酢酸Na	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	二酸化硫黄	無水亜硫酸、二酸化イオウ、亜硫酸塩	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	パラオキシ安息香酸イソブチル	ﾊﾟﾗﾄﾞｵｷｼ安息香酸ｲｿﾌﾞﾁﾙ、ﾊﾟﾗｵｷｼ安息香酸、ｲｿﾌﾞﾁﾙﾊﾟﾗﾍﾞﾝ	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	パラオキシ安息香酸イソプロピル	ﾊﾟﾗﾄﾞｵｷｼ安息香酸ｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙ、ﾊﾟﾗｵｷｼ安息香酸、ｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙﾊﾟﾗﾍﾞﾝ	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	パラオキシ安息香酸エチル	ﾊﾟﾗﾄﾞｵｷｼ安息香酸ｴﾁﾙ、ﾊﾟﾗｵｷｼ安息香酸、ｴﾁﾙﾊﾟﾗﾍﾞﾝ	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	パラオキシ安息香酸ブチル	ﾊﾟﾗﾄﾞｵｷｼ安息香酸ﾌﾞﾁﾙ、ﾊﾟﾗｵｷｼ安息香酸、ﾌﾞﾁﾙﾊﾟﾗﾍﾞﾝ	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	パラオキシ安息香酸プロピル	ﾊﾟﾗﾄﾞｵｷｼ安息香酸ﾌﾟﾛﾋﾟﾙ、ﾊﾟﾗｵｷｼ安息香酸、ﾌﾟﾛﾋﾟﾙﾊﾟﾗﾍﾞﾝ	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ピロ亜硫酸カリウム	亜硫酸水素カリウム、メタ重亜硫酸カリウム、亜硫酸塩、亜硫酸カリウム(K)、重亜硫酸カリウム(K)	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ピロ亜硫酸ナトリウム	亜硫酸水素ナトリウム、メタ重亜硫酸ナトリウム、酸性亜鉛酸ソーダ、亜硫酸塩、亜硫酸ナトリウム(Na)、重亜硫酸ナトリウム(Na)	保存料目的以外の使用用途は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	プロピオン酸	–	香料としての使用は認める	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸Ca	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	プロピオン酸ナトリウム	プロピオン酸Na	–	石油等を元にして作り出した保存料（旧合成保存料）	
	ナイシン	–	チーズ表面のみへの使用で、加工時に表面塗布したロウ部分を外す方法で除去され、キャリオーバー扱いとなる場合については、使用可	保存料（抗生物質）	
既存	ツヤプリシン（抽出物）	ヒノキチオール（抽出物）	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない	
	ε－ポリリシン	ε－ポリリジン、ポリリジン	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない	
指定	三二酸化鉄	三酸化二鉄、ベンガラ、酸化鉄	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	着色料
	食用赤色2号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ｱﾏﾗﾝｽ、ｱﾏﾗﾝｽｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用赤色2号、赤色2号、赤2	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色3号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ｴﾘｽﾛｼﾝ、ｴﾘｽﾛｼﾝｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用赤色3号、赤色3号、赤3	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色40号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ｱﾙﾗﾚｯﾄﾞAC、ｱﾙﾗﾚｯﾄﾞAC7ｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用赤色40号、赤色40号、赤40	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色102号	ニューコクシン、赤色102号、赤102	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色104号	フロキシン、赤色104号、赤104	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色105号	ローズベンガル、赤色105号、赤105	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用赤色106号	アシッドレッド、赤色106号、赤106	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用黄色4号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ﾀｰﾄﾗｼﾞﾝ、ﾀｰﾄﾗｼﾞﾝｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用黄色4号、黄色4号、黄4	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用黄色5号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ｻﾝｾｯﾄｲｴﾛｰFCF、ｻﾝｾｯﾄｲｴﾛｰFCFｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用黄色5号、黄色5号、黄5	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用緑色3号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ﾌｧｽﾄｸﾞﾘｰﾝFCF、ﾌｧｽﾄｸﾞﾘｰﾝFCFｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用緑色3号、緑色3号、緑3	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用青色1号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ﾌﾞﾘﾘｱﾝﾄﾌﾞﾙｰFCF、ﾌﾞﾘﾘｱﾝﾄﾌﾞﾙｰFCFｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用青色1号、青色1号、青1	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	食用青色2号及びそのｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ	ｲﾝｼﾞｺﾁﾝ、ｲﾝｼﾞｺﾁﾝｱﾙﾐﾆｳﾑﾚｰｷ、食用青色2号、青色2号、青2	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	鉄クロロフィリンナトリウム	鉄クロロフィリンNa、鉄葉緑素	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリンNa、銅葉緑素	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	銅クロロフィル	銅葉緑素	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
	二酸化チタン	酸化チタン	–	石油等を元にして作り出した着色料（旧合成着色料）	
既存	ラック色素	ラッカイン酸、ラック	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない	
	アルミニウム	アルミ末	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
	植物炭末色素	炭末色素、炭末	–	JECFAで安全性評価がされていない	
指定	アスパルテーム	L－α－アスパルチル－L－フェニルアラニンメチルエステル	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	甘味料
	サッカリン	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
	サッカリンナトリウム	溶性サッカリン、サッカリンNa	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
	サッカリンカルシウム	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
既存	カンゾウ抽出物	カンゾウエキス、グリチルリチン、リコリス抽出物	ウスターソース類に限り使用を認める	JECFAで安全性評価が保留されている	
	カンゾウ油性抽出物	–	–	カンゾウ抽出物に準ずる	
指定	ｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ四酢酸二ﾅﾄﾘｳﾑ	EDTAニナトリウム、EDTAナトリウム、EDTA-Na、EDTA-2Na	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	酸化防止剤
	ジブチルヒドロキシトルエン	BHT	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
既存	単糖・アミノ酸複合物	糖・アミノ酸複合物	–	JECFAで安全性評価がされていない	
	ブドウ種子抽出物	プロアントシアニジン	–	JECFAで安全性評価がされていない	
既存	サイリウムシードガム	サイリウム、サイリウムハスク	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない	増粘安定剤
指定	亜硝酸ナトリウム	亜硝酸Na	畜肉製品への使用に限り認める	社会的評価の観点から製造に必須とはされない加工原材料には使用を控える	発色剤
	硝酸カリウム	硝酸K	畜肉製品への使用に限り認める	同上	
	硝酸ナトリウム	硝酸Na	畜肉製品への使用に限り認める	同上	
指定	L－フェニルアラニン	フェニルアラニン	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない 調味料としてJECFAで安全性評価がされていない	調味料
指定	過酸化水素	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない	殺菌剤
	フルジオキソニル	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない JECFAで安全性評価がされていない（暫定禁止）	
既存	パラフィンワックス	パラフィン	–	JECFAで安全性評価がされていない	光沢剤
指定	プロピレングリコール	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	軟化剤
指定	過酸化ベンゾイル	–	–	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	製造用剤
	臭素酸カリウム	–	＊原材料に使用され、加工助剤扱いで表示省略される添加物も含めて使用禁止	社会的評価の観点から安心が担保出来ない	
	ナタマイシン	ピマリシン	ナチュラルチーズ（ハード及びセミハードの表面部分に限る）表面のみへの使用で、加工時に表面塗布したロウ部分を外す方法で除去され、キャリオーバー扱いとなる場合については、使用可	保存料（抗生物質）	
	グレープフルーツ種子抽出物	グレープフルーツ種子	–	JECFAで安全性評価がされていない	
既存	プロテアーゼ	–	–	JECFAのデータベースから削除されている	酵素

【履歴】 2012年 4月 9日 作成
2005年12月 1日 「カンゾウ抽出物」の個別基準を、ｳｽﾀｰｿｰｽからｳｽﾀｰｿｰｽ類に改訂。
2016年 3月15日 「カンゾウ油性抽出物」、「サッカリンカルシウム」、「プロテアーゼ」、「アルミニウム」を追加、「イソキノリン」、「ピロール」を削除、「ソルビン酸カリウム」に個別基準を追加、「ステビア抽出物」の個別基準を削除。
2017年 10月12日 保存料「二酸化硫黄」について、かんぴょうに限り使用を認める。
2020年 10月23日 保存料（抗生物質）「ナイシン」、「ナタマイシン」を追加。
2021年 6月4日 「ステビア抽出物」、「ステビア末」、「ノルジヒドログアヤレチック酸を」削除、「プロテアーゼ」に個別基準を追加。
2021年 11月4日 「植物炭末色素」を追加。
2022年3月31日 主用途の記載箇所や注意事項の記載を変更。
「該当する添加物は、加工助剤、キャリーオーバーとして表示上記載されないものについても禁止とする。」の注釈追加。
「グレープフルーツ種子抽出物」、「単糖・アミノ酸複合物」、「ブドウ種子抽出物」を追加。
「亜硫酸ナトリウム」「次亜塩素酸ナトリウム」について、食塩の加工助剤としての使用は認める。
2022年5月13日 「次亜塩素酸ナトリウム」について、飲用水への使用は認める。の注釈追加。
「プロピレングリコール」について、加工助剤としての使用のみ認める。
2022年6月3日 「次亜塩素酸ナトリウム」に関する記載を削除。
2022年7月11日 「亜硫酸塩」の個別基準を、「保存料目的以外の使用用途は認める」に変更、統一。
2022年8月1日 キャリーオーバー、加工助剤について、「臭素酸カリウム」以外は対象外とする内容に変更。左記に合わせて「プロピレングリコール」「プロテアーゼ」の個別基準を削除。
2023年3月2日 「アスパルテーム」の禁止理由に関して、「JECFAで安全性評価が保留されている」→「社会的評価の観点から安心が担保出来ない」に変更。
「パラフィンワックス」の禁止理由に関して、「JECFAで安全性評価がされていない」を追加。
2026年2月24日 保存料「亜硫酸水素アンモニウム水」、「ソルビン酸カルシウム」を追加。